



**Q7 投票方法は？開票の手続は？**

**A7**

選挙管理委員会が、同一日に各ブロック正会員に投票用紙を郵送します。そのうえで同一投票日締切日までに選挙管理委員会宛に返送していただき、同一日時に選挙管理委員会立会いの下、開票いたします。

**Q8 立候補者が定員に満たない場合はどうするの？**

**A8**

そのようなことがないように、会員の皆さんへ広報して立候補を呼びかけていきますが、不幸にしてそのような場合には、選挙管理委員長が当会運営委員会に候補者推薦を依頼することになっております。(詳細「役員選出規則細則(第15条)」)

**Q9 立候補者の情報は公開されるのか？**

**A9**

立候補者の氏名、性別、会員番号、勤務先名称、現住所(市町村名のみ)および「立候補理由・抱負」が当会ホームページにて公表されます。

**Q10 総会で新役員が決定したあとは？**

**A10**

総会選任後は速やかに法務局へ「理事の変更登記」の届け出を行い、引き続き監督官庁である新潟県知事に登記簿謄本と新役員名簿を提出します。

**Q11 会長や副会長などの役職はどうやって決めるの？**

**A11**

定款(第14条第2項)に規定により「会長及び副会長は、理事会において選定する。」とされています。具体的には、総会で選任されることを前提に理事候補者間で事前に協議し、「総会で理事として選任された際には、この人を会長にしよう、副会長はこの人に就任してもらおう」ということを内定しておきます。その事前合意に基づいて、総会での理事選任時にはその合意を再確認し、理事会を開催した上で正式に決定して公表するという段取りを踏むこととなります。

**Q12 選挙管理委員会(選管)はどのような組織？**

**A12**

役員の選出にかかる公正な事務手続きを行うため設置されます。役員改選の年の前年末までに選挙管理委員会の公募を完了させ、立候補等で委員8名(各ブロック2名ずつ)を決定し、選挙管理委員会を組織することになります。立候補届の受付・審査・立候補者名簿の公表等、公正・中立性をもって事務に当たります。

**Q13 選挙管理委員会の委員になるには、またはなったら、制約があるの？**

**A13**

規定により、委員になるには本会の正会員でなければなりません。また、委員に選ばれた場合には選管名簿(氏名・会員番号)が公表されますので、これをご了承いただける方に応募をお願いします。委員になると当然のことですが、理事として立候補することはできませんし、また立候補者を推薦することも出来ません。6月の総会で役員が選任されたら、委員会は解散します。

本書作成者

〒950-0994 新潟市中央区上所2-2-2  
公益社団法人新潟県介護福祉士会

事務局長 真保雅一

Tel 025-281-5531 fax 025-281-7710